

陳 情 文 書 表

平 2 6 陳 情 第 1 4 号	平成 2 6 年 1 0 月 3 0 日 受 理
件 名	介護従事者の処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情
陳 情 者	<p>横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 3 階</p> <p>神奈川県医療労働組合連合会</p> <p>執行委員長 土谷 正明</p>
陳 情 の 要 旨	
<p>超高齢社会を迎え、介護ニーズが高まる中、介護従事者の数も年々増加しています。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は、介護を担う職員の確保が困難となり、また、高い離職率の原因となるなど、深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は、介護保険制度の根幹にかかわる重大な問題であるため、介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。国は、これまでも処遇改善策を講じてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移をみても明らかです。</p> <p>厚生労働省は、平成 3 7 年には、約 2 3 7 ～ 2 4 9 万人の介護職員が必要となると推計し、1 年当たり約 6 . 8 ～ 7 . 7 万人の増員が必要としています。安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠です。</p> <p>介護職員の平均賃金は、全国労働組合総連合が実施している介護労働実態調査によると、全労働者の平均よりも約 9 万円も低い状況となっています。国は、平成 2 6 年 6 月に「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」を制定し、賃金をはじめとする処遇改善などの検討をすることになりましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の賃金を引き上げていく必要があります。また、介護現場には、介護職員以外にも多くの職種の労働者が働いていますが、介護職員と同様に賃金が低いため、引き上げが必要と考えます。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について、地方自治法第 9 9 条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。また、処遇改善に係る財源については、介護保険料やサービス利用料に転嫁せず、国費で行うこと。 2 処遇改善の対象を介護職員以外の職種にも拡大すること。 	

